

高付加価値商品の開発・改良、 販路開拓を支援します。



目的・趣旨

物価高騰への対応と持続的な賃上げにつながる価格転嫁を促進するため、原材料・製造方法・デザイン等にこだわった商品の開発・改良や、国内外への販路開拓を支援します。



支援メニュー

01

「高付加価値商品」を
試作・開発・改良したい。

自社商品の試作・開発・改良に要する
原材料費・資材費・デザイン費を補助します。

補助率1/2・上限150万円

(ただし、原材料費は上限75万円)

02

「高付加価値商品」の
販路を開拓・拡大したい。

国内の商談会等の出展に伴う出展料・
ブース装飾経費を補助します。

補助率2/3・上限40万円(賃上げ枠)

補助率1/2・上限30万円(一般枠)

※賃上げ枠:賃金1.5%以上引上げ等の要件あり



補助要件

1 「県産加工食品製造事業者」であること

県産加工食品(※)の製造・販売を行う事業者で、以下のいずれにも該当するもの。

- ✓ 中小企業者(中小企業支援法(昭和38年法律第147号)第2条第1項)に該当するもの
- ✓ 県内に本社を有するもの

※県産品を主原料として利用している加工食品、または、県内で製造・加工している加工食品を指します。

2 「高付加価値商品」の開発等又は販路開拓であること

自社で製造及び販売を行う商品で、原材料、製造方法又はデザイン等の開発、改良を行うことにより、自社の商品群のうち、最も市場に広く浸透している商品等商品群の中心である商品と比較して高価格、高品質で高い収益性が見込まれるもの

※事業者ごとに企業規模や製造ロットにも差があることから、価格設定の要件は設けませんが、

概ね自社の一般商品と比較して希望小売価格が1.5倍程度以上を目指す商品を想定しています。

※OEM委託・受託による商品は対象外です。

【お問い合わせ先】

商業・サービス業振興課
貿易・物産・フラッグショップ班

TEL : 097-506-3288

E-mail : a14160@pref.oita.lg.jp

詳細はこちら



県産加工食品高付加価値化等支援事業

高付加価値商品の開発・改良、 販路開拓を支援します。

申請手続き・補助スキーム

1 計画申請

計画申請書(様式第1号～第4号及び添付書類)を提出し、事業計画の採択を受ける
※審査会にて採択の審査を行うため、申請時点で補助を確約するものではありません。
※年2回(4月・9月)の申請受付予定です。

2 交付申請

採択を受けた事業計画に係る交付申請書(第1号様式)・添付省略書(別紙1)を提出
※交付決定日から事業実施が可能(交付決定日より前の請求書等は補助対象外)です。
交付決定は年2回(5月下旬・10月下旬)を予定しています。

3 事業実施

申請内容に沿って事業実施
※取組内容や予算額に変更が生じる場合は変更手続きが必要です。
担当者あてご相談ください。

4 実績報告

事業完了後30日以内(又は2月末のいずれか早い日まで)に実績報告書(第12号様式)を提出
※県からの額の確定通知後に請求書(第11号様式)を提出いただき、指定の口座に振り込みます。

補助対象経費

	補助対象経費	内容	補助率
高付加価値商品の 試作・開発・改良	原材料費	商品の試作・開発・改良に伴う原材料の の購入等に要する経費	1/2以内(上限150万円) ※原材料費は上限75万円
	資材費	商品の試作・開発・改良に伴う箱、容器 並びにラベル等の資材及び販路開拓に 必要な販促資材の作成等に要する経費	
	委託費 コンサル費	商品及び販促資材のデザイン作成・改良、 ブランド化に要する経費	
国内で開催される 商談会等への出展	出展料 委託費	国内で開催される商談会等の参加に伴う 出展料及びブースの装飾に要する経費	【賃上げ枠】 2/3以内(上限40万円) 【一般枠】 1/2以内(上限30万円)

※領収書、明細書等がないものは認められません。

※賃上げ枠を選択する場合、全従業員(役員報酬等を受ける役員を除く。)に支払った賃金のうち、基本給に該当するもの(残業代や賞与、各種手当、福利厚生費や退職金を除く。)を平均1.5%以上引上げ、かつ、事業完了日又は1月末日のいずれか早い期日までに支払いを完了する必要があります。

【お問い合わせ先】

商業・サービス業振興課
貿易・物産・フラッグショップ班

TEL : 097-506-3288

E-mail : a14160@pref.oita.lg.jp

詳細はこちら

